**平成２２年（フ）第１７５号**
福島県郡山市久留米３丁目175番地の10
債務者　小林　研次
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第１９４号**
福島県郡山市大槻町字麦塚７番地の４
債務者　片吉　慶子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第２００号**
福島県本宮市本宮字柳ノ内46番地３
債務者　伊藤　和子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第２０３号**
福島県田村市船引町船引字石崎15番地13
債務者　新井成子こと　申　　成子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第２０４号**
福島県郡山市安積町日出山３丁目29番地　植田ハイツ201号、破産申立時の住所福島県郡山市町東３丁目28番地　アバンティ21―５号
債務者　安藤　則雄
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第２１２号**
福島県郡山市富田町字下亀田１番地の21
債務者　小沢　富夫
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第２１３号**
福島県郡山市富田町字下亀田１番地の21
債務者　小沢　和子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第２２７号**
福島県本宮市本宮字小幡10番地５
債務者　三膳　智子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第２２８号**
福島県本宮市岩根字中高野36番地
債務者　根本　孝史
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第１０１号**
福島県白河市金屋町68番地
債務者　島村友子こと　朴　　友子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２２年（フ）第２２４６号**
愛知県瀬戸市末広町２丁目30番地の22　アピエス瀬戸末広町501
債務者　加藤　清子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２４６３号**
愛知県知多郡阿久比町大字宮津字新海山133番地
債務者　木崎　将典
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第９６７号**
神戸市須磨区神の谷４丁目１番202ー403号
債務者　藤田　裕史
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１０８０号**
神戸市中央区南本町通２丁目２番８号大成マンション405
債務者　植松　　武
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１１０１号**
神戸市須磨区南落合４丁目１番185―203号
債務者　北野冨美子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第５０号**
兵庫県たつの市誉田町福田780番地３
債務者　薄木　正敏
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２２年（フ）第６４０号**
北九州市小倉南区湯川新町３丁目16番３号
債務者　財津　　勝
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第８３４号**
北九州市若松区東二島２丁目６番６号
債務者　鍵屋　孝治
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部